

会社経営、自営、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前、開設している所在地などが明記された証明書の写しや、仕事の内容や時間などがわかるものです。契約の写しがない場合は、契約内容、業務時間が示されているメール等の写しを提出してください。原則、直近3か月分の証明が必要です。

仕事の種類、形態等	添付書類
飲食店を開業している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し及び営業時間の載っているチラシなど
美容院、理容院等を開業している	保健所等が発行している確認証の写し及び営業時間が載っているチラシなど
個人経営の医療機関や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し及び診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	営業許可証の写し及び会社のチラシなど
ピアノ教室、塾などを開業している	教室の案内書など事業に関わる時間がわかるもの
事業、仕事を個人で請け負っている	契約の写し及び受注票など業務時間がわかるもの
フリーライター、執筆業、漫画家、翻訳家、研究者など	契約の写し及び執筆した書籍、記事などで、署名、日付が付記されているものなど
フリーの技術者	契約の写し及びシフト表など
Webデザイナー	受注票など、HPの場合は、個人の住所、名前が明記されているもの